

下松市有料広告の掲載に関する要綱

平成21年1月30日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市資産への広告掲載は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げるもののうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の印刷物
 - イ 市のホームページ
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれがあるもの
- (3) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (6) 意見広告又は個人の宣伝を内容とするもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適当でないもの
- (9) その他掲載広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の募集)

第5条 広告媒体の主管課長は、広告の掲載に際し、あらかじめ次の各号に掲げる事項を個別の要領に定めるものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類

- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等に関する事項
- (3) 広告掲載料に関する事項
- (4) 申込方法及び選定方法
- (5) 前各号に定めるもののほか広告掲載に関し必要な事項
(募集方法)

第6条 広告の募集は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 市広報等により募集する。
- (2) 個別に広告掲載の案内をする。
- (3) 広告代理業を営む者に募集を委託する。
(決裁)

第7条 広告の実施及び広告主の選定に係る決裁は、広告媒体の主管課の属する部の長の専決とし、次に掲げる課に合議するものとする。

- (1) 総務主管課
- (2) 財政主管課
- (3) 消費者行政主管課
- (4) 人権推進主管課
- (5) 青少年健全育成主管課
- (6) その他審査する内容に関連する所管課
(審査委員会の設置)

第8条 広告媒体に掲載する広告に疑義が生じたときは、疑義事項について審査するため、下松市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 審査会の委員長は、総務主管部長とする。

4 審査会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 総務主管課長
- (2) 財政主管課長
- (3) 消費者行政主管課長
- (4) 人権推進主管課長
- (5) 青少年健全育成主管課長
- (6) 広告媒体の主管課長

5 委員長は前項に定める委員のほか、審査する内容に関連する所管の課長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務主管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務主管課長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月30日から施行し、同日以後に募集する広告掲載に適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に募集した広告(附則第4項の適用を受けるものを除く。)に係る処分、手続その他の取扱いは、なお従前の例による。

(下松市広報等への広告掲載に関する要綱の廃止)

- 3 下松市広報等への広告掲載に関する要綱(平成18年7月18日制定)は、廃止する。

(下松市広報等への広告掲載に関する要綱の廃止に伴う経過措置)

- 4 前項の規定の施行前に同項の規定による廃止前の下松市広報等への広告掲載に関する要綱の規定による広告に係る処分、手続その他の取扱いは、なお従前の例による。